

## 令和4年度「豊川市プレミアム付商品券」／注意事項

## 1. 取扱店が商品券を受け取る際の注意事項

## (1) 商品券の種類

- ① 今回の商品券は、1セット 1,000円券が13枚となっており、「全店共通券」、「一般店専用券」、「地元店舗応援券」の3種類に分かれています。

## 【商品券の内訳】

- ・ 全店共通券 = 3枚 (3,000円分) (全ての取扱店舗で使用可能)
  - ・ 一般店専用券 = 5枚 (5,000円分) (大型店を除くすべての取扱店舗で使用可能)
  - ・ 地元店舗応援券 = 5枚 (5,000円分) (地元店舗の取扱店舗でのみ使用可能)
- ② 取扱店舗におかれましては、所定の取扱店ポスターを掲示していただき、自店で使える商品券の掲示とご説明をお願いします。自店で使えない商品券は受け取らないでください。

## (2) 商品券の用途

本商品券は、商品券取扱店舗で使用できますが、以下の場合には、商品券が使用できませんので、商品の販売やサービスの提供などを行わないようにしてください。

## 【商品券が使用できない場合】

- ① 出資や債務の支払い（税金・振込み手数料、電気・ガス・水道料金など）、たばこの購入（たばこについては、国の指導によるものであり、たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売が禁止されている為）
- ② 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ④ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑤ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑥ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑧ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各取扱店舗が指定するもの

## (3) 商品券の運用に関する事項

- ① 商品券と現金との引き換えの際、釣銭は出さないでください。
- ② 破損、汚れた商品券の取り扱いは、原則として、「商品券の3/4以上が残っており、表面のナンバリングが全て記載された状態であり、テープ等で補修されていれば使用可能」とします。著しく破損している場合など、判断ができない場合は、豊川商工会議所（TEL：0533-86-4101、土日祝日除く9時～17時）までお問い合わせください。
- ③ 商品券の盗難、紛失、棄損について、豊川商工会議所はその責任は負いません。
- ④ **商品券の有効期間は令和4年10月1日（土）から令和5年2月28日（火）までとなっております。**有効期間終了後（令和5年2月28日（火）を過ぎた日にち以降）は商品券の使用ができませんので、代金として受け取らないでください。
- ⑤ 店頭や入口等の目立つ場所に、本商品券の取扱店舗であることを示すポスター（同封）を必ず掲示してください。
- ⑥ 有効期間の途中で取扱店舗を辞退する場合は、ポスターを撤去するとともに、豊川商工会議所にご連絡願います（TEL：0533-86-4101）。

## (4) 商品券の受取り後の処理

- ① 受け取った商品券について、商品券裏面の「取扱店名（登録店舗名）」の欄に取扱店舗名、もしくは事業所名(法人名など)のいずれか一方を記入してください(換金の際に必要な「取扱店舗証明書」には、事業所名と取扱店舗名の両方を記載しております)。「豊川信用金庫・受付店名」欄は空欄でお願いします。
- ② 「取扱店名（登録店舗名）」への記入はゴム印、手書き、どちらでも結構です。印鑑は不要です。
- ③ **「取扱店名（登録店舗名）」への記入は、1枚1枚の商品券、全てにお願いします。**「取扱店名（登録店舗名）」の記入が無い商品券を換金窓口を持参しても換金はできません。
- ④ 既に「取扱店名（登録店舗名）」に店舗名等が記載されている商品券は使用できませんので、受け取らないでください。

(5) 取扱店情報の広報

- ① 取扱店一覧表を HP へ掲載（豊川商工会議所、随時更新）
- ② 豊川商工会議所月報「メセナ」への取扱店リストの掲載（8月15日号、11月15日号、2月15日号に4ページ、通常の8ページを12ページに増頁）
- ③ 豊川商工会議所、豊川市役所窓口での一覧表提供

(6) 取扱店ポスターについて

- ① 今回の取扱店ポスターには、お客さまが皆さまのお店で使える商品券には「○」印、使えない商品券には「斜線」で示しております。
- ② 一般店（地元店舗、地元以外）、大型店（地元店舗、地元以外）で利用できる商品券の内訳は以下の通りです。

券の種類	店舗区分			
	一般店 (地元店舗)	一般店 (地元店舗以外)	大型店 (地元店舗)	大型店 (地元店舗以外)
全店共通券 (3枚)	○	○	○	○
一般店専用券 (5枚)	○	○	×	×
地元店舗応援券 (5枚)	○	×	○	×